慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	帝政初期に於ける羅馬皇帝の被解放民について
Sub Title	
Author	五十嵐, 松朗
Publisher	三田史学会
Publication year	1941
Jtitle	史学 Vol.20, No.1 (1941. 7) ,p.71- 118
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19410700-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

帝政初期に於ける羅馬皇帝の被解放民について

五十嵐松朗

本論文は今春、本塾文學部西洋史學科の卒業を前にして、昭和十六年一月二十一日、忽焉として急逝せられた五十嵐松朗君の提出された卒業論文である。

五十嵐君は昭和十年、郷里山形縣より本塾文學部豫科に入學せられた。爾來、君の溫敏な人となりと、忠實な性格と、選ばれて塾に史學を學ぶものの高い志と、それより起る學問の道への激しい眞摯な探求の心とは、年とともに君の心のうちに育て强められて、接するものには、靜かな風貌のうちに輝きにも似たものを感ぜしめた。豫科修了の際、本塾學生の最も名譽ある中上川奬學金を以て表彰されたのも、そのためであつた。學部に進んでからの五十嵐君の進歩は益〻目覺ましく、また史學科學生委員として、多忙の勉學の傍ら、公けのためにも全力を傾けられたのである。卒業後學徒として活躍されることを待望してゐたのは、故鄕で君の卒業をまつてをられた、御兩親のみではなかつたのであるが、卒業論文への餘りにも眞劍な努力と責任感とは、にはかに君のこの世の若い生命をつみ取つてしまつた。獨り兒たる君を失つた御兩親の悲しみは勿論、師友の嘆きは深いのである。

君の逝去を惜しむ友人等は、いま最後の遺稿となつたこの卒業論文を、君の生前、愛した『史學』に掲げて、永遠に五十嵐松朗君を記念せんとするものである。

尙、本誌掲載に方り、校閲と校正の勞をとられた森馨氏に對し感謝するものである。（間崎生）

序言

羅馬帝政初期に於いて被解放民、卽ち奴隷の身分より解放されたものは、經濟的、政治的、あるひは社會的に極めて顯著な役割を演じ、種々なる興味ある問題を提起してゐる。就中、皇帝の保護をうけ、彼に奉仕した被解放民の史的意義は甚だ大きい。

いふまでもなく初期の皇帝が被解放民や奴隷をその家政に使用したのは當時の貴族の風習に從つたのである。更に皇帝は元來は共和政的政務官と同樣、自ら統治上の種々なる義務を遂行すべきものであつたが、その活動の範圍が極めて廣かつたので、政務官以上に補助者を要した。この補助は一部元老院議員や騎士から得たが、また共和政時代の政務官や僭侶の例にならつて、自己の召使たる被解放民や奴隷を公務に使用した。その結果、被解放民は屢〻非常に重要な地位を占め、元老院議員や騎士をも凌駕するほどの權勢を得、莫大な財産を蓄積する機會を得た。それで一つは彼等の性能と職務を通じての勢力關係から、他は職務とは別個の個人的勢力關係から、帝政初期二世紀間に於けるその勢力消長の跡を眺め、その功過を論じてみよう。

第一章　皇帝の被解放民とその職務

第二節　宮内吏としての被解放民

周知のごとく共和政時代の富裕な羅馬人はその家政に多數の被解放民と奴隷を使用したのであるが、アウグスッス及びその後繼者達もこの例にもれなかつた。皇帝に奉仕した被解放民は一般私人に仕へた被解放民と同樣、殆んど希臘人・シリヤ人・小亜細亜人・埃及人等の東方人であつて(1)、その法律上の地位からいつても兩者は同等で、皇帝の被解放民なるが故に特權を賦與されるやうなことはなかつた(2)。

皇帝の被解放民及び奴隷が從事した家内的職務は多種多樣で、驚くほど細かく分れてゐる。今その例を擧げてみよう。皇帝の凱旋式用白衣、軍服、儀式用服、獵服及び觀劇用服を掌るそれぞれの係がゐ(3)、燭臺や香水の擔任者がゐた(4)。宮廷全體に供される衣服を取扱ふ局があり、多數の職員がこれに關係した(5)。寶物を管理する局にも職員が大勢をり、その監督者は被解放民であつた(6)。更に家具係(7)、金皿係、金盃係、銀盃係その他がをり(8)、給仕も多數ゐて、食堂の監督者は tricliniarchus と稱せられた(9)。また食味係、酒類購入係及び酒を食卓に出す係もゐた(10)。その他二三の家内的もしくは準家内的職務をあげてみると、帝室財産管理人 (procurator castrensis) は羅馬にある皇帝の宮殿や地所を管理し、それに要する經費を適當に使用する權限を賦與されてゐるもので、通常被解放民であつた(11)。更に a mandatis の名のつく官職は宮廷で皇帝の命令を傳達するもので、被解放民であつた(12)。皇帝の浴場、倉庫(13)、靈廟、庭園(14)及び

宮廷に於ける催物を管掌する被解放民もゐた。(15)

併し乍ら、皇帝の家内的奉仕者中最も勢力のあるのは cubicularius（元來は貴族の寢室に仕へる奴隷をさすが、皇帝のそれは側近に仕へる侍從をいふ）であつた。彼等の中には皇帝の側近に奉仕する地位を悪用するものもゐた。例へば皇帝の打明けた祕密の意向を外部に知らせ、それに對して莫大な報酬を受け取つた。その報告は屢〻全くの僞造であつたから、fumus（煙）といふ特別語が出來た位で、(16)その弊害が甚しくなつたので、アントニウス ピウスは「煙」の賣買を嚴禁した。(17)カリグラの被解放民で侍從をつとめたヘリコン Helicon を除けば、ドミチアヌス時代にいたるまで侍從は大して勢力はなかつた。これまで被解放民が勢力を得たのは政治的職務に就いたからで、家内的奉仕者は決して社會的或は政治的勢力をもたなかつたが、同帝以後は職權とは別の個人的優越によつて威勢を振つたのである。ドミチアヌスの侍從パルテニウス Parthenius とシゲルス Sigerus は勢力を得た。しかも同帝の大臣アバスカンツス Abascantus とクラウヂウス エトルスクス Claudius Etruscus の父は、別段侍從の勢力に嫉妬的制限を加へようとしなかつたから、侍從は一層增長したらしい。これに反しクラウヂウス及びネロの侍從は、概して正直で小心翼々とした人々ではないかと考へられるし、またナルキスス Narcissus やエパフロヂッス Epaphroditus 及びその他大臣の地位にあつたものは、侍從の專橫を掣肘するように顧慮したものと思はれる。兎に角、侍從の勢力が增大して來たことは、クラウヂウス及びネロの時代の記錄によつて

は窺ひ得ず、ドミチアヌス治下のマルチアリス M. Valerius Martialis の詩から知り得るのである。官職を渇望せる元老院議員や騎士は、侍從に賄賂や御世辭を呈し、詩人や文人等の如く皇帝の庇護を望むものは、阿諛追從の限を盡した。マルチアリス自身もパルテニウスに三度迎合的な詩を獻じてゐる。[18] 第二世紀に入ると侍從、否皇帝の被解放民一般は强力で用心深い皇帝によつて抑壓されてゐるが、コモッズ、治下では、侍從はまた專橫となつた。例へばクレアンダー Cleander は幾多の官職を賣り、一年間に驚く勿れ、二十五人の執政官 (Consul) を任命したほどの專斷な振舞をした。[19]

その他皇帝の被解放民である俳優や愛妾の勢力も、仲々侮り難いものがあつた。例へばネロ治下の俳優パリス Paris[20]、ヴェスパシアヌスの寵妃カエニス Caenis[21]、ルキウス ヴェルスの愛妾パンテア Panthea は特に著名であつた。[21]

(1) Friedlaender, L., Darstellungen aus der Sittengeschichte Roms, in der Zeit von Augustus bis zum Ausgang der Antonine. I, 39.

(2) Mommsen, Th., Römisches Staatsrecht. II^{2}, 836.

(3) Dessau, H., Inscriptiones Latinae Selectae (I. L. S. と略す) 1763: Praepositus vestis albae triumphalis; Corpus Inscriptionum Latinarum (C. I. L. と略す) vi, 8547: adiutor a veste castrensi; I. L. S. 1758: a veste regia; 1762: a veste venatoria; 1764: praepositus vestis scaeniae.

(4) I. L. S. 1575: praepositum a fiblis; C. I. L. vi, 9098: ab unguentis.

(5) C. I. L. vi, 8544 : adiutor tabulariorum rationis vestiaiae.

(6) I. L. S. 1738 : procurator thesaurorum.

(7) C. I. L. vi, 9040 : a sedibus.

(8) I. L. S. 1811 : praepositus auri escari ; 1813 : praepositus auri potori ; 1812 : praepositus argenti potori.

(9) I. L. S. 1792.

(10) I. L. S. 1797 : praegustator ; 1738 : procurator vinorum ; 1792 : a potione.

(11) Hirschfeld, O., Die Kaiserlichen Verwaltungsbeamten bis auf Diocletian. 458.

(12) I. L. S. 1575.

(13) C. I. L. vi, 8676—78 ; 8681

(14) C. I. L. vi, 8686 ; 8672—73.

(15) C. I. L. vi, 10089 : a commentariis rationis vestium scaenicarum et gladiatoriarum ; C. I. L. vi, 3756 : vestis gladiatoria

(16) Martialis, iv, 5.

(17) Historia Augusta, Vitae Antonini, 11.

(18) Martialis, iv, 45 ; v, 6 ; viii, 28.

(19) Dio, lxxii, 12.

(20) Tacitus, Annalis, xi, 36.

(21) Dio, lxv, 14.

(22) Luc. Imag. 10.

第二節　皇帝の秘書としての被解放民

皇帝の被解放民は皇帝の文官として最大の勢力を獲得するにいたつたが、いまその經緯を述べてみよう。アウグスツスが自己の權力を制限し、一元政治の體裁を避けんとした努力、また彼が羅馬の支配者ではなく、市民中の第一人者を以て自ら任じ、更に帝國の統治を元老院と護民官職權 tribunicia potestas と永久的な前執政官命令權 imperium proconsulare を有する彼との間に分割したと稱したことは既に周知の事實である。羅馬帝國の支配は古來の共和政的諸機關と、甚大な權力を有する一個人との協力によるものと考へられるのであるが、この所謂元首制の理論は、元老院の行ふ統治全般は共和政的諸機關により、皇帝の統治は彼とその補助者によつて遂行されることを要したのである。そしてアウグスツスは自己の補助者を選擇するにあたつて、元老院議員を無視することは出來なかつたから、彼等を名譽ある地位、例へば legati Augusti pro praetore とか legatus legionis に任命した。しかし乍ら統治のある部門、例へば皇帝の屬州に於ける財政の管掌、穀物配給の監督、近衞兵、警察消防隊の指揮、埃及、カパドキヤ、ノリクムのごとき屬州の統治は能ふ限り皇帝の直接支配を要するものであつたから、元老院議員によつてこれらの義務を遂行することは望ましくなかつた。これらを確實且つ效果的に支配するには自己の被解放民や奴隷を使用するにしくはないが、如上の職務は自由出生者以外には賦與し得ないほどの政

治的權威を伴ふものであつた。そこで彼は騎士を任用したのである。しかし乍ら皇帝に直屬する祕書には皇帝の召使のみを任ずることが出來た。元老院議員及び騎士は皇帝の代理者になることは出來ても、皇帝の私的用務の祕書とはなり得なかつた。それ故皇帝になされた請願の分類、書信取扱の義務は、當然、奴隷や被解放民に委ねられたのである。[1] またアウグスッスは fiscus Caesaris（皇帝財庫）の收支に關しては無制限の權限を有し、かつこの財庫は皇帝の私有財產と密接な關係を有するものであつたから、便宜上自己の召使に兩財產を管掌せしめた。斯樣にして後には a libellis, ab epistulis, a rationibus の職名をもつものが管理した部門に於ける業務は、最初より被解放民及び奴隷に委ねられた。

しかしアウグスッス治下の被解放民は後世の如き統制力あり、大規模な官廳を支配したものではない。同帝は被解放民に過度の權力を與へぬやうに、自ら事務を監督するにつとめたが、次の治世に於いては事務の輻湊、チベリウスのカプリへの隱退、カリグラの無能、クラウヂウスの異常性により、被解放民は一層重大な責任を擔ふやうになつた。皇帝財庫 fiscus を管理するものは a rationibus の職名を帶ぶるやうになり、[2] クラウヂウス時代には多數の職員を擁する大なる官廳を支配することとなつた。請願・陳情を取扱ふものはチベリウス時代には acceptor a subscriptionibus と稱したが、クラウヂウス時代には a libellis の職名が附されるやうになつた。[3] 書信事務を掌るものはクラウヂウス時代に ab epistulis といひ、被解放民で國務長官の如き權威を有することとなつた。更にこの時代に a studiis の職が設け

られ、文敎上の祕書を被解放民が掌り、a cognitionibus といふ法律事務の祕書も同帝の時代に現はれ、被解放民が任ぜられたのである。これら帝國統治のための中央的諸機關がクラウヂウス時代に組織化され、或は創設されるにいたつたことは專制的、中央集權的傾向の强まつたことを明示するものである。しかしクラウヂウス時代に於ては如上の諸官職はすべて家内的のものと省倣され、國家の獨立した官職としては取扱はれてはゐない。

次に上述の職務について少しく述べてみよう。a rationibus の職權と勢力はスタチウス Statius の詩から窺知することが出來る。この詩はクラウヂウス エトルスクスの父を記念するために書かれたものであるが、これによると被解放民のこの父はフラヴィウス家皇帝時代には a rationibus の役として皇帝財庫を管掌した。皇帝の屬州よりの收入と、大部分の皇帝領よりの收入、及び元老院關係の財庫又は軍事財庫に這入らぬ稅は、クラウヂウス エトルスクスの父の手を通して皇帝財庫に入つた。そして彼は陸海軍、穀物輸送及び土木工事の經費、更に羅馬、伊太利及び皇帝の屬州を統治するに要する支出を掌つた(4)。a rationibus の役の重要性と勢力を知ることが出來るであらう。

a libellis の役は皇帝になされた請願を管掌した。官吏の非行に關する陳情、權利承認に關する要求、官職・僧職・市民權に關する請願を分類檢討し、皇帝の裁可を得て請願若しくは陳情者に答へた。それ故この役の重要であることは言ふをまたない。クラウヂウスが自分の被解放民の奴隷となつたことを諷

らうとした。(5)

ab epistulis の役は皇帝の屬州全體と皇帝領から、調査・報告を受け、かつ全帝國の各地に皇帝の命令を傳達する義務を有し、また隷從者 clientes や外國の王侯と談判交渉し、文武官を任用する責任を有したのであるから、この職には皇帝の信任の最も厚い、重責に堪え得る人物が任ぜられた。この官廳は第二世紀にいたり事務の輻湊のため、二つに分割された。一つは羅典語を公用語とする帝國の西半分、他は希臘語の通用する東半分を擔當した。(6) a studiis の職は政治的勢力をあまり有しないが、帝室圖書館長及び文敎上の助言者として詩人及び作家について皇帝に獻言するところがあつたから、野心の强い文人は擧つてその意を迎へんとした。これは皇帝の寵遇を得る最上の方法であつた。例へばマルチアリスはドミチアヌス治下に於いて a studiis の職にあつた被解放民 (libertus a studiis) セクスッス Sextus に阿諛的な書簡を送つてゐる。(7) a cognitionibus の職は訴訟事件を掌り、皇帝の裁決を助けた。

さてこれら被解放民の携つた職務の性質、及びその職務につくものの皇帝以外に責任を負はぬことを考ふれば、これら被解放民が强力で用心深い皇帝のもとでさへ、相當勢力を振ふやうになることは明かであり、劣弱な或は寛大な皇帝のもとでは、專横を恣にしたことは想像に難くはない。財政を掌る者は容易に公金を詐取し、巨萬の富を蓄積し得るし、請願・陳情を取扱ふ者は都合次第で皇帝の裁可を左右

することが出來る。國務一般についての補助者は勝手次第に文武官を任用し、司法上の秘書は最高の入札者に正義を賣り、文敎上の助言者は學者文人間に絶大な勢力を有し、不當な利を貪ることが出來た。

事實、權勢ある被解放民の弊害は甚しかつたので激しい抗議を惹起した。ここに於いてオットー及びヴィテリウスは、上に述べた重要な地位のあるものを騎士に賦與した。[8] ヴェスパシアヌスは被解放民を使用する舊制度に戻つたが、彼等を制御した。オットー及びヴィテリウスの治世は數箇月に過ぎなかつたが、この皇帝等が被解放民に比して社會的地位の遙に高い騎士に、宮廷內の極めて重要な地位を賦與したことは、後の先例となることとなつた。それ故ドミチアヌスは騎士チチニウス カピトー Titinius Capito を ab epistulis に任じ、[9] トラヤヌスは騎士を procurator a rationibus に任命した。[10]

次の皇帝ハドリアヌスは被解放民に徹底的な大打擊を加へた。被解放民が從來さして騎士の競爭を受けずに享有して來た地位は、すべて騎士によつて占められることになつた。ハドリアヌス傳の著者スパルチアヌス Spartianus が『初めてハドリアヌスが羅馬の騎士を ab epistulis と a libellis の職に任命せり』[11] といつてゐるのは、上述の例からみて正しいとはいへないが、かくのごとく誤解されたのは、通常ハドリアヌスが、文官制度の劃期的改革者と、看做されてゐたことを示すものである。彼以後 a studiis, a libellis の職、procurator a rationibus 及び ab epistulis の職は騎士に賦與され、例外的に被解放民に與へられた。マルクス アウレリウス治下で ab epistulis Graecis の職についたアレキサンダー Alexander

はその一例である。[12] しかし a cognitionibus の職は第二世紀末迄被解放民によつて占められ、セプチミウス　セヴェルス時代に初めて騎士がこの地位を得た。[13]

ハドリアヌスの劃期的な改革は、必ずしも被解放民の弊害を除去する目的で行はれたものではない。最初私的性質を以て始まつた帝政は共和政的行政機關の無力化によつて、クラウヂウス時代には事實上一元的政治となつてをり、ハドリアヌス時代には、厖大な版圖を有する帝國の緊密な統治と諸般の事情に即應するため、行政機構の刷新と官吏制度の根本的改革が必要とされた。この故に帝政も公式に私的性質から脫却しなければならなかつた。ここに於いて國政と皇帝の家政間には嚴格な境界が設けられ、從來政治的に重要な地位を占め乍ら依然宮廷內の職務と看做されて來た、上述の諸職務は今や公式に獨立の國家官職として承認され、これと同時に皇帝の單なる召使にすぎない被解放民は退けられ、新たに政務官的性格を有するやうになつた騎士的官吏がこれと代ることとなつたのである。

尙上述の諸官吏のもとには多數の a commentariis（記錄係）tablarii（事務長）dispensatores[15]（會計係）arcarii（金錢出納係[14]）がゐる。これらの職員は皇帝の奴隸若しくは被解放民で、補佐官は概ね被解放民であつた。

（1）Caesar は歷史家 Pompeius Trogus の父をして書信を掌らしめた。(Justinus 43, 12). Augustus は奴隸の Januarius (C. I. L. 8596, 8613) 及び被解放民の Ti. Julius Agathopus (C. I. L. 4249) を書信整理に用ひ、Polybius 及び Hilario は同帝

の遺言書作成に助力した。(Suetonius, 101)

(2) C. I. L. vi, 8409; 8412.

(3) I. L. S. 1676,

(4) Statius, Silvae, iii, 3.

(5) Seneca, Consolatio ad Polybium, 6, §5.

(6) ab epistulis Latinis; ab epistulis Graecis.

(7) Martialis, v, 5.

(8) Plutarchos, Otho, 9; Tacitus, Historiae, i, 58.

(9) C. I. L. vi, 798; I. L. S. 1448.

(10) L. Vibius Lentulus; Cambridge Ancient History, XI, 220.

(11) Historia Augusta, Vita Hadriani, 22.

(12) C. I. L. vi; 8606.

(13) C. I. L. ii; 1085.

(14) これらについては、Hirschfeld, op. cit. 59 f., 325, 441, 460 f., 461 f., 461 A. 3.

(15) proximus a studiis, proximus rationum, a libellis adiutor のごとく。

第三節　財政の管掌と被解放民

皇帝の被解放民は財政上の重要な地位を占め、その活躍は相當見るべきものがあつたが、ここにその大體を述べることとする。

帝政初期第一・二世紀に羅馬には四種の財庫があつた。最古のものは aerarium Saturni で、これは共和政的な財庫で、帝政初期の大部分を通じて、皇帝の任命せる若干名の元老院議員によつて管理された。[1] この財庫は元老院の屬州の行政に要する費用、市長職、土木工事、道路、給水及びチベル河堤防委員會長職の經費を支出した。帝政當初に於いては奴隷貿易の税、元老院の屬州の直接税と portoria（關税）[2] がこの財庫の收入であつた。この財庫は後に重要性を喪失し、屬州の税と收入を皇帝財庫 fiscus に移すにいたつたので、紀元二〇〇年頃には皇帝財庫に維持費を仰ぐ羅馬の市庫に過ぎなくなつた。

第二の財庫は aerarium militare（軍事財庫）で、法務官 praetor の地位にある三人の元老院議員によつて管理され、除隊兵士の年金を給した。その財源は帝國全體を通じての、五パーセントの相續税 vicesima hereditatium と一パーセントの競賣税 centesima rerum venalium と皇帝の自由意志による時々の寄附とである。[3]

他の二つの財庫は patrimonium[4]（皇帝私庫）と、既に屢々述べた皇帝財庫（fiscus）である。前者は皇帝の私有財産で、間もなく諸皇帝への莫大な遺贈財産によつて、クラウヂウス時代に procurator（管理官）が管掌する國家的財庫となつた。[5] アウグスッス自身は多くの財産を相續した。例へばアグリッパのトラキャのケルソネーゼ Chersonese の遺贈、Pausilypum のヴェヂウス　ポリオ Vedius Pollio のそれの如きは著しい例である。[6] それ故皇帝私庫の通常收入は二つあり、一つは現存財産からの收入で、他は新遺贈

財産からの收入である。また沒收もこの財庫の大なる財源であり、立憲的皇帝は bona damnatorum (死刑を宣告された者の遺産) を aerarium 若しくは皇帝財庫に入れたが、專斷的な皇帝は自己の私有財産とした。皇帝私庫の支出は相當のもので、特に贅澤な皇帝の下では莫大な額に達した。屬州で働くこの財庫の職員或はその代理人に支拂ふ給料、宮廷の經費、奴隷の購入費、宮廷奉仕者の給料はこの財庫の負擔するところであり、また給水設備の維持費と皇帝が公共建造物を建造する際の費用を支出した。[7]

皇帝財庫は皇帝に委託された國有財産で、皇帝の屬州の直接税(後には元老院の屬州の直接税をも含む)、bona caduca[9] (法律上適格の相續者なき場合の遺産)と、羅馬に征服されるまでは外國の王領であつた土地[10]の直接税が主たる財源である。またある間接税、例へば vicesima libertatis (被解放民に課せられる五パーセントの解放税)と關税は皇帝の屬州より徵收された場合には皇帝財庫に入つた。第二世紀末迄には兩税は元老院の屬州より徵收された時でも皇帝財庫の所有に歸することとなつた。支出としては、軍事財庫と皇帝私庫の負擔領域を除いて、陸海軍の經費と皇帝の統治に要する費用をすべて負擔した。

皇帝財庫の管理は當然 a rationibus の職によつて行はれたが、最初かかる重要職務が被解放民に委ねられたことは、初期帝政の私的性格からのみ説明されるものである。[11] ハドリアヌスの改革以後に於いても時折被解放民がこの官職を得たことが知られてゐる。[12] 皇帝私庫の管掌は、前述の如く管理官によつて行はれ、ハドリアヌス時代にいたるまで被解放民がこの任にあり、例外的に騎士の管理官が現はれた。[13]

第二世紀に於いてはこの官職は通常、騎士の占めるところであつた。要するに上述の中央政府の財庫の中、aerarium Saturni と軍事財庫のいづれにも皇帝の被解放民は關係しなかつたが、他の最も重要な二つの財庫は、ハドリアヌスにいたるまで、彼等の支配に委ねられたのである。

次にこの兩財庫に入る歳入の徴收に演じた放解放民の役割を要約してみよう。まづ直接税（tributum capitis――人頭税、羅馬帝政時代にあつては市民はこれより免除された――と tributum soli――地租を主とし、これに加へて奴隷その他の財産にも課せられた）[14]が財源の大部分を占め、元老院の屬州に於ける直接税は quaestor（財務官）によつて徴收され、最初は aerarium Saturni に納められた。皇帝の屬州では procurator provinciae（屬州管理官）がこれを徴收し、皇帝財庫に入れられた。屬州管理官は通常騎士であるがハドリアヌスの前後に於いて、被解放民[15]がこれに任ぜられたことが知られる。この官吏は元老院の屬州にも派遣され、皇帝領の財政を管掌した。皇帝の屬州では直接税を徴收し、皇帝領の財政を監督した。しかし乍ら aerarium が衰微し、元來この財庫に入るべき貢税が皇帝財庫に移されると、屬州管理官は元老院の屬州に於ける直接税を徴收することになり、兩屬州に於ける最高の財政官となつた。この官吏は屬州の管掌に於いて legati（皇帝代理人）或は proconsul（前執政官）より位は低いが、皇帝の信任は厚いものであつた。

帝國の間接税は vicesima libertatis, vicesima hereditatium 及び關税である。關税の率は地方によつて

異なる。羅馬には如上の諸税を取扱ふ中央官廳があり、管理官は通常騎士であるが、例外的に被解放民の場合もあつた。[16] vicesima hereditatium は軍事財庫に、vicesima libertatis は最初 aerarium Saturni に入つたが、クラウヂウス時代より皇帝財庫に入つた。闕税は皇帝財庫に納められた。

徵收法は最初特定の税を徵收する權利を買つた publicani（徵税請負人）若しくは conductor（後文）に委ねる仲介法であつた。しかし乍ら、各税を取扱ふ中央官廳から、代理人として各地に派遣された管理官は徵税請負人を取締り、不正行爲のないやうに警戒した。この官吏は通常騎士であるが、時には被解放民が任ぜられた。[17] 地方に於ける間接税の管理官の任務は次第に重きを加へた。ある地方に於いて徵税請負人が徵税せざる時には、最寄りの管理官が、直接、税を取り立てるか、或は直接に徵税するため、新に管理官が派遣された。斯樣にして媒介制度は衰へ、次第に直接に徵收する方法が行はれるやうになつた。ハドリアヌス以後、vicesima hereditatium は管理官によつて直接に徵收され、闕税と vicesima libertatis に於いても、徵税請負人は概ね紀元二〇〇年頃までには姿を消すにいたつた。

皇帝領からの收益は皇帝財庫に納められ、a rationibus の役がこれを管掌した。個々の皇帝領 saltus には管理官がをり、通常被解放民が任命された。[18] 土地は耕作、牧場等多樣に利用されたが、概ね奴隷や、小額の小作料を支拂ふ小作土着農夫 coloni に耕作された。またこの一つ又は二つ以上の皇帝領は賃貸されることもあり（賃借人 conductor）、奴隷や小作人によつて耕作された。この場合皇帝領の税は

conductor の仲介によるものであつたが、管理官がこれを監督した。皇帝の鑛山及び大理石採掘權は概ね賃貸され、徴税法も皇帝領の場合と同樣であり、屬州管理官によつて監督された。しかしフラヴィウス家皇帝時代以來、屢〻管理官が皇帝の奴隷、罪人、後には基督教徒を使役して直接經營を行ふやうになつた。[19] 管理官は一つの鑛山或は石切場には置かれず、一屬州内の同種類のものの總てを管理した。從つて金・銀・銅・鐵・大理石等の異れるものは全く別々の管理官の管理するところであつた。この官吏は被解放民か騎士かであつたが、[20] 前者は徐々にその地盤を後者に讓るに至つた。鑛山・石切場からの收益は皇帝財庫に納められた。

亞弗利加或は伊太利に於いては、個々の皇帝領は tractus 或は regiones に纒められ、tractus の管理官は通常騎士で、例外的に被解放民の場合があつた。[21] regio の管理官は騎士若しくは被解放民であつた。[22] 最後に一屬州内の全皇帝財産は、土地・鑛山・石切場たるとを問はず、屬州管理官が最高責任を有した。この官吏は通常騎士であつた。

次にあげる財産も帝國の重要な財源であつた。即ち bona damnatorum と、bona caduca 及び hereditates である。bona damnatorum に關する一貫した規則は永年存しなかつた。普通の場合皇帝財庫に入つたのであるが、aerarium Saturni と皇帝私庫に納められた例もある。[23] bona caduca は通常皇帝財庫に入つた。[24] 以上の兩財産を取扱ふ中央官廳は第二世紀末にいたるまで存しなかつた。各〻の管理官はある時

は被解放民であり、ある時は騎士であつた。皇帝への遺贈は一層重要であつた。最初の間この財產は皇帝私庫に加へられたが、フラヴィウス家皇帝時代に、これを管掌する管理官が現はれ、一方皇帝私庫の管理官は勢力を喪失するにいたつた。皇帝への遺贈の管理官は最初被解放民であつたが、[5] バドリアヌス以後には通常騎士である。

以上帝國の歲入について述べたが、要するに、第一世紀に於いて被解放民は歲入の徵收に重要な役割を演じた。彼等は皇帝の信任厚い勢力ある人物であつたに違ひない。しかし乍ら第二世紀、特に紀元一一七年ハドリアヌスの登位以來、彼等の地盤も動搖を來たし、前世紀に於いて彼等と騎士に分與された地位のみならず、彼等が獨占し來たつた最も重要なものをすら喪失したのであつた。

(1) Tac. Ann. xiii, 29.

(2) 元老院の屬州に於ける portoria は紀元前二七年以後 aerarium Saturni に納められたが、間もなく皇帝財庫に移された。ネロはこの稅を廢止する考へであつた。Tac. Ann. xiii, 50.

(3) Hirschfeld, op. cit. 1ff. なほカリグラは伊太利に於いてはこの稅を廢した。Dio, lix, 9; Suet. Caligula, 16.

(4) 第二世紀の諸皇帝はこの財產の一部を patrimonium privatum の名稱のもとに區別した。後者は皇帝の家產であつて、皇位に附屬する財產とは異るものである。それ故 patrimonium privatum の相續は皇位の繼承を意味する。Patrimonium privatum は所有者の意のままに遺贈され、分割され得た。Septimius Severus は兩財產を完全に分離せしめ、patrimonium privatum を res privata と改名し、管理官をしてこれを管掌せしめた。Hirschfeld, op. cit. 18—25.

(5) Hirschfeld, op. cit. 40.

(6) Chersonese: Dio, liv, 29. Vedius Pollio: Plin. N. H. ix, 167. Dio, liv, 23.

(7) Hirschfeld, op. cit. 41.

(8) Mommsen は fiscus を皇帝の私有財産と看做す。Römisches Staatsrecht II² 998. この見解に對しては、Hirschfeld, op. cit. 8; Rostovzeff, Fiscus, Paulys Real-Encyclopädie der classischen Altertumswissenschaft, Neue Bearbeitung, vi, 2, 1909.

(9) 紀元四年の Lex Julia de maritandis 及び紀元八年の Lex Papia Poppaea により、男子ならば一〇萬セステルチウス、女子五萬セステルチウスの財産を有する獨身者は六等親以外の親族から bona caduca を相續することが出來ず、結婚せるも子なきものは遺產の半分をとり得た。

(10) 例へばマケドニア諸王の鑛山。羅馬によつて征服された後には、その所有者は羅馬市民であつたが、帝政が始まると皇帝の所有に歸した。

(11) Hirschfeld, op. cit. 31.

(12) C. I. L. xiv, 2104; iii, 348.

(13) 騎士の場合 C. I. L. xi, 5028; vi, 798.

(14) Hirschfeld, op. cit. 54.

(15) 被解放民の例 C. I. L. vi, 8450; iii, 348.

(16) 被解放民の例 vicesima libertatis: C. I. L. iii, 8515; iii, 4827. vicesima hereditatium: C. I. L. vi, 5554. portoria: C. I. L. x, 6664; vi, 8589; vi, 8591, vi, 8592.

(17) 被解放民の場合 vicesma hereditatium: C. I. L. vi, 8443; x, 121. portoria: C. I. L. viii, 12656.

(18) C. I. L. viii, 587; viii, 10570; iv, 13; iii, 7004; iii, 536; xiv, 52.

(19) Hirschfeld, op. cit. 152.

(20) 被解放民の場合 proconsul aurariarum : C. I. L. iii, 1312 ; proconsul marmorum : C. I. L. iii, 348.
(21) tractus : 被解放民の例 C. I. L. vi, 8608.
(22) regio : C. I. L. viii, 12879 ; viii, 12880 ; vi, 790 ; xiv, 176.
(23) Tac. Ann. vi, 2. Ibid. 19 ; Hist. i, 90 ; Plin. Paneg. 42 ; Dio, lv, 32 ; Hist. Aug. Hadr. vii, 7 ; M. Aurel. xxiv, 3, Avid. Cass. vii, 6.
(24) カリグラにいたるまで aerarium Saturni に入るも、ハドリアヌス以後、特にマルクス アウレリウス以後は、すべて fiscus に納められた。
(25) C. I. L. vi, 8433 ; Dessau in Ephem. epigr. vii, 1263.

第四節 圖書館その他を管掌せる被解放民

皇帝の被解放民が通常、元老院議員や騎士に賦與された高位の官職に就き、或は軍事的地位を獲得した例は、帝政の最初の二世紀を通じて極めて稀れである。今その二、三の例をあげてみよう。クラウヂウス及びネロ治下に於いて、被解放民は praefectus classis（艦隊司令官）としてミゼヌム艦隊を指揮した。[1] またネロ時代に騎士がラヴェンナ艦隊の司令官となつてゐる。[2] 最後の被解放民の提督はオットー治下のモスクス Moschus であり、[3] 以後騎士が兩艦隊の司令權を掌握することになつた。[4]

praefectus Aegypti（埃及總督）は praefectus praetorio（近衞都督）を除けば騎士的官職中、最高のも

のであつたが、チベリウス時代に被解放民ヒベルス Hiberus が一時この重要官職を得た。[5] 猶太・サルヂニヤ・ラエチヤ・ノリクム等の小屬州には前執政官或は legatus Augusti は派遣されず、通常騎士が知事に任命された。クラウヂウスの被解放民で、パラス Pallas の弟であるフェリックス Felix は猶太の知事となり、[6] タキッスによれば『殘忍且つ貪婪な奴隷の根性をもつて、王者の如き權勢を振つた』のである。[7] 更に年代は不明であるが、アカスッス Acastus はマウレタニヤの知事に、[8] ルフィヌス Rufinus はチンギタナの知事に任ぜられた。[9] 近衛都督は通常騎士であるが、ガルバ治下のイケルス Icelus [10] とコモヅスの侍從クレアンダー[11] は近衛都督の地位を得た。要するに被解放民で名譽ある官職とか、軍事上の高い地位を得た例は以上のごとく少いが、穀物配給・給水・遞信・造幣・圖書館及び皇帝の催物を管掌する部門に於ける彼等の勢力はみるべきものがあつたのである。

帝政當初に於いて水道は、元老院議員の curator aquarum（水道官）によつて管理され、その補佐官は元老院議員、または騎士であづた。水道管理の費用は aerarium Saturni より出で、皇帝はこれに補助を與へるに過ぎなかつた。しかしクラウヂウス時代に procurator aquarum（水道管理官）が設けられ、給水管その他一般の材料費はすべて皇帝財庫より出ることとなり、procurator aquarum がこれを管掌したので、curator は實權を喪失した。この procurator は初め被解放民であつたが、[12] 後には騎士となつた。[13] なほ宮廷内にも宮殿や皇帝關係の官衙に給水を行ふ水道局があり、皇帝私庫の管理官がこれを管理した。

今給水管の碑銘より知られるこの管理官の身分を分類すると次表の通りである。

治世	被解放民	騎士
ネロ	一	
ドミチアヌス	八	
トラヤヌス	四	一
ハドリアヌス	二	三
アントニウス ピウス	一	一
マルクス アウレリウス	五	二

右の表によつて第一世紀に於いて被解放民がこの管理官の職を獨占したことがわかる。騎士はトラヤヌス治下で始めて登場し、ハドリアヌス及びアントニウス ピウス治下で全盛となつた。アウレリウス時代には被解放民も舊の勢力の一部を回復したやうにみえる。

穀物の配給は最初より騎士の praefectus annonae（物價調節長官）によつて行はれた。クラウヂウス時代にその補佐官の職が設けられ、第二世紀にいたるまで被解放民がその職にあつた。[17] またクラウヂウス

時代に現はれた procurator portus Ostiensis（オスチヤ港管理官）も第一世紀に於いては被解放民であつた。[16]

羅馬帝國の遞信制度は專ら政治的目的のためにアウグスッスによつて創始されたもので、初めの間は a vehiculis の職名を有する被解放民がこれを管掌した。[17] しかしハドリアヌス以後この制度が全帝國に廣められ、重要な國家機關となるに及んで、騎士が Praefectus vehiculorum（遞信長官）として監督の任に當つた。[18] 金銀貨鑄造の監督も恐らく初めの間は被解放民に委ねられたものであらうが、[19] トラヤヌス以後、騎士的な procurator monetae（貨幣管理官）が出現した。[20]

皇帝が催物を人民に與へる場合には、その都度、被解放民もしくは騎士がその責任者に任命された。[21] しかし劍闘士や獸類の闘技を專門に管掌する procurator a muneribus（催物管理官）がクラウヂウス時代に現はれ、被解放民がこの職務についた。[22] また被解放民は羅馬及び屬州にある帝室劍闘士訓練所内の重要な職務に携つた。[23] 更に劇場その他各種の催物に使用する器具及び裝飾品を掌る procuratores summ choragii（帝室劇場道具管理官）も被解放民であつた。[24] ハドリアヌス以後も被解放民は上述のごとき諸地位より逐はれるやうなことはなかつた。

皇帝の圖書館全體はクラウヂウス以後、procurator bybliothecarum 又は a bybliothecis（圖書館管理官）によつて管理された。被解放民がこの職についたのであるが、これは恐らくハドリアヌス以後、被解放民が騎士にとつて代つたものである。[26] 更に被解放民は a copiis militaribus の職に任ぜられてゐる。[27]

これは徴兵局の監督者か又は a rationibus の職の下にあつて軍費を掌つたものであらう。最初は被解放民であつたが、後には騎士がこれに代つた。

以上要するに皇帝の被解放民は給水・遞信・造幣・圖書館等の管理に於いて重要な役割を演じたが、第二世紀、特にハドリアヌス以後、騎士にその地盤を奪はれることとなつたのである。

なほ、上に述べた多くの管理官のもとには tabularii（事務長）、dispensatores（會計係）、arcarii（金錢出納係）、a commentariis（記錄係）等、及びその他多數の職員が居り、[28] これらはすべて皇帝の被解放民か奴隷であつて、自由出生の市民は殆んどこれに携らなかつた。また皇帝の被解放民は curator operum publicorum（土木事業長官）curator viarum（道路長官）praefectus urbis（警視總監）等の屬吏となつたのであるから、彼等の活動範圍は相當廣かつたのである。

（1） Claudius 治下では Ti. Julius Optatus, Nero 時代には Anicetus.

（2） 紀元五六年、P. Palpellius Clodius Quirinalis.

（3） Tac. Hist. i, 87.

（4） 紀元六九年、Claudius Julianus がミゼヌム艦隊の司令官、Claudius Apollinaris はラヴェンナ艦隊の司令官となつた。

（5） Dio, lviii, 19.

（6） Suet. Claud, 28.

（7） Tac. Hist. v. 9.

（8）C. I. L. x, 6081.

（9）C. I. L. xi, 8.

（10）Suet. Galba, 14.

（11）Dio, lxxii, 10.

（12）Frontinus, 105; C. I. L. xi 3612.

（13）C. I. L. x, 6569; xv, 7338.

（14）C. I. L. vol. xv. ii, p. 907; Duff, A. M., Freedmen in the Early Roman Empire, 169.

（15）C. I. L. vi 8470. 第二世紀には subpraefectus と改稱、騎士がこれに任ぜられた。

（16）C. I. L. xiv, 163. ハドリアヌス時代にオスチヤ港管理官に代つて、騎士の procurator annonae Ostiis（オスチヤ物價調節管理官）が現はれた。C. I. L. viii, 20684.

（17）C. I. L. vi, 8543; vi, 8542.

（18）C. I. L. iii, 4802, 6075, 13283.

（19）Hirschfeld, op. cit. 181.

（20）C. I. L. viii, 9990.

（21）curator munerum (Suet. Gaius, 27); curator ludorum qui a Caesare parabantur (Tac. Ann. xiii, 22.)

（22）C. I. L. xi, 3612.

（23）羅馬の第三區にある ludus magnus に於いては praepositus armamentario (C. I. L. vi, 10164) 第三區にある ludus matutinus 內に於いて commentariensis (C. I. L. vi, 352) 及び medicus (C. I. L. vi, 10173.) 屬州では tabularius ludi Gallici et Hispanici (C. I. L. ii, 4519.)

(24) C. I. L. iii, 348; vi, 33136, summi については Hirschfeld, op. cit. 293, A. 5.
(25) C. I. L. x, 1739.
(26) Hirschfeld, op. cit. 303.
(27) I. L. S. 1571.
(28) Hischfeld, op. cit. 460 ff.

第二章　皇帝の被解放民の富貴權勢とその功過

皇帝に奉仕した被解放民の優勢はその職權と、皇帝に對する私的影響力によるのである。彼等の及ぼす影響を全く排除することは皇帝にとつて非常に困難で、最上の治世に於いても、被解放民が職權外の個人的な勢力を得た例は一、二は存するのである。

健全な意味での保守主義者たるアウグスッツスは被解放民に不當な自由を許容せず、彼等を制御するにつとめた。[1] 例外として、ガリヤ人リキヌス Licinus は生國の屬州管理官に任せられ、思ふがままに權力を行使した。[2] 彼はユヴェナリスによれば、パラスと同様不正手段によつて莫大な富を得た典型的な被解放民である。[3] チベリウスは元來、嚴格な性質で、しかも前帝の政策を遵奉したので被解放民の弊害を抑止し得た。タキッスは同帝が少數の被解放民に家政を管理せしめ、權力を賦與しなかつたことを賞讃してゐる。[4] しかし乍ら、治世の晩年にはヒベルスが一時埃及の總督に任命され、被解放民が國事に干渉し

始めるやうになつた。けれどもこれは依然特別の場合に過ぎなかつたのである。[5] しかるにカリグラ・クラウヂウス・ネロ等の劣弱で不用心な皇帝の下に於いて被解放民の權勢はその絶頂に達することとなり、帝國をすら支配するに至つた。カリスツス Callistus はカリグラ治下で威權を振ひ、ヨセフスによれば、『莫大な富と畏怖の念を人々に與へることによつて、絶大の權勢を誇つた』といはれてゐる。[6] 彼が嘗て奴隷として仕へた當時の主人が、その邸宅に出入することの許可を懇請した時、彼はこれを傲然と拒否したとセネカは傳へてゐる。[7]

クラウヂウスの宮廷は被解放民の支配するところで、彼等を牽制し得るものは皇帝の愛妾のみであつた。[8] セネカは Apocolocyntosis の中に面白いことをいつてゐる。即ちクラウヂウスが死後に昇天し、そこでうつかりして命令を發した。ところが『そこに居合せたものはクラウヂウス自身の被解放民であつたと考へてよいであらう。といふのは、彼等はクラウヂウス皇帝の命令に少しも注意しなかつたからである。』といつてゐるのである。かかる諷刺によつても、當時の世人がクラウヂウスとその被解放民について、いかに考へたかを知ることが出來るであらう。クラウヂウスの寵愛を最も恣にしたのは、パラスとナルキスであり、二人とも不正手段によつて巨萬の財を蓄積した。[10] 前者はクラウヂウスの死ぬ前に三〇億セステルチウスを蓄へ、[11] 後者は四〇億セステルチウスを殘した。[12] 嘗てクラウヂウスがその財政の危殆をかこつた時、ある頓智家が、上述の二人の被解放民と結托すれば、容易に打開の道が發見出來るであ

らうと提議したくらゐである。[13] この二人の被解放民に、カリグラ時代より引きつづいて寵を得てゐたカリスッスが加はり、a rationibus, ab epistulis 及び a libellis の三つの重要な大宮内職に就き、寵妃メッサリナとともに、クラウヂウスの名に於いて官職を與へ、命令を出し、恩赦と刑の宣告を勝手に行つた。皇帝の異常性と放心狀態は彼等の乘ずるところであつて、不埒の取引がその間に行はれたのである。[14] ナルキススがメッサリナ覆滅に成功したのち、彼等は各々妃となすべき候補者を擁して爭つたが、結局、有力な元老議員ヴィテリウスの選定によつて、パラスが後援したアグリッピナが妃となつた。[15]

ネロ時代に於いても被解放民の勢力は衰退せず、中にも俳優でネロの放蕩仲間であつたパリスは有名である。[16] ポリクリッス Polyclitus は、ブリタニヤの知事スエトニウス パウリヌス Suetonius Paullinus とその屬州の管理官との係爭問題仲裁のため派遣された時、東洋の君主の如き、ものものしい供奉を連れて行つたが、ブリタニヤの土民は日ごろその精力と勇氣に敬服してゐる彼等の征服者達が、何故下賤な者の前に膝を屈しなければならぬのか、理解が出來なかつた。[17] ネロが希臘に演劇的旅行を試みた時、ヘリウス Helius に絕對權を賦與して羅馬市を司らしめた。ヘリウスはポリクリッスと共に財產の沒收と死刑を盛んに行ひ、强奪と亂暴の限りを盡した。そこでディオは、『かくして羅馬帝國は二人の皇帝、ネロとヘリウスの奴隸となつた。二人のいづれがより惡いのか、それはいひ難い。』といつてゐる。[18] ドリフォルス Doryphorus も a libellis の役に就いて威名を轟かした。

その後の三つの短い治世に於いて、ガルバとオットーが先代の最も醜名高い寵愛者を死刑にし、またヴィテリウスが被解放民を祕書の地位より驅逐した事を除けば、被解放民の活躍は依然目覺しかつた。[19] ヘリウス、ポリクリッス及びパトロビウス Patrobius はガルバによつて極刑に處せられたが、[20] ネロの被解放民中最も不埒な宦官ハロッス Halotus はこれを免れたのみか、procurator に任ぜられた。[21] ガルバの被解放民イケルスは權勢を恣にし、彼に對する世人一般の反感は激烈であつたから、[22] オットーは彼を死刑にしたが、[23] 自分の被解放民モスクスに艦隊司令權を授與し、また上流社會の動向を監視せしめた。[24] ヴィテリウスは被解放民を抑壓する意向であつたが、徹底出來ず、自己の被解放民アシアチクス Asiaticus に專横な振舞を許した。[25]

內亂が終熄し、ヴェスパシアヌスが卽位するや、被解放民にとつては、アウグスッス及びチベリウス時代が再來することとなり、壓迫制肘を受けるにいたつた。ヴェスパシアヌス及びチッスの治下では被解放民の專横や公金費消の例は跡をたつた。ヴィテリウスの改革もこの時までには廢止され、被解放民は大宮內職を保有したが、その腐敗墮落と放恣な所行は今や過去のものとなつた。ヴェスパシアヌスは强慾な被解放民を屬州の管理官に任じ、彼等が富むに及んで死刑に處して、財產を沒收したと傳へられる。[26] しかし乍ら、この周到な皇帝でさへもホルムス Hormus を寵愛し、少からざる影響を蒙つたらしい。[27] ドミチアヌス時代に被解放民は舊勢力の一部を囘復し、侍從職は利益ある好都合なものとなり始めた。マ

ルチアリス及びスタチウスは侍從に追從的詩を獻じて恥としなかつた。(28)

ネルヴァ及びトラヤヌス時代には、奴隷に關する立法中に著しく進歩的な、また人道主義的な傾向が見られるが、反面、勢力ある被解放民の驕慢放埒と腐敗に鐵槌が下された。小プリニウスはトラヤヌスの政策に雄辯な賞讃の辭を呈してゐる。『大多數の皇帝は市民の壓制的君主であつたにも拘らず、自己の被解放民の奴隷であつた。……貴方は、貴方の被解放民に最高の敬意、ただし彼等の奉仕の狀態にふさはしい敬意を表してゐる。正直とよい奉仕に對しては充分褒賞を與へるといふのが貴方の信念である。』といつてゐる。(29) トラヤヌスの被解放民エウリトムス Eurythmus が文書僞造のかどで摘發された時、告訴者は彼に罪を負はせることを躊躇した。すると皇帝は『彼はポリクリッスにあらず、余もまたネロにあらず』と激勵したと傳へられる。(30)

ハドリアヌスは帝位の繼承を確實にするため、トラヤヌスの被解放民に贈賄したと稱せられるが、(31) これが眞實とすれば、このことを通して被解放民が彼に對して抱いた希望は、その治世當初から裏切られたといつてよい。皇帝は勢力ある被解放民の殘忍酷薄な敵であつた。『彼は被解放民が公事に容喙することと、及び彼に影響を及ぼすがごときことを許さなかつた。彼自ら被解放民の弊害は諸皇帝の不明のいたすところであると語つた。また彼に對して勢力を有すると誇つたすべての被解放民を罰した。』と傳へられてゐる。(32) 彼が文官制度に關して行つた改革については既述の通りである。しかし被解放民アンチノウ

ス Antinous が彼の寵を得たのは、東方人獨特の魅力によつたものであらう。次の皇帝アントニウス ピウスも峻嚴苛酷を以て知られてゐる。彼は管理官の官物私消を嚴に取締り、被解放民の專橫を許さず、『煙』取引を嚴禁した。[34] 溫和なマルクス アウレリウス治下では、被解放民は主にヴェルスが甘やかしたために、もとの勢力を回復した。コモヅスの卽位はクラウヂウス及びネロ時代を再來せしめ、被解放民の跳梁跋扈は甚しく、侍從サオテルス Saoterus は特に威勢を張り、彼にとつて代つたクレアンダーも官職を恣に賣つた。[36] ゲミヌス Geminus とアガクリツス Agaclytus は特に權勢あるもので[35]あつた。

以上によつて被解放民に專橫放逸の振舞を許すか否かは、皇帝の性格及び方針の如何にかかつてゐることが知られる。フリートレンダーのいふごとく、彼等は多く東方人で、東方人特有の機智や事務的才能に富み、反面、狡猾、邪惡の性格を有し、また阿諛追從の術にも長じてをり、權謀術數に於いては羅馬人の到底匹敵し得るところではなかつた。[37] クラウヂウスの如き不用心で寬容な支配者が、彼等を全的に信賴して、皇帝としての責任をすら委ねるにいたつたのは怪しむに足りない。その他、第一世紀の皇帝には、優雅な愛嬌ある態度に懷柔され、奸譎な下心のある外見のみの奉仕に、容易に欺かれるやうな薄弱且つ不用心な性格の持主が多かつた。かくて被解放民のあるものは、他の國に於いては、卑賤なものには到底思ひもよらぬ程の權勢を得た。他の國にも多少かかる例は存するであらうが、[38] 羅馬帝國に於けるそれは一層長い年月と廣い範圍に亙るものであつた。これに反して、强力で峻嚴な君主の下では、

個人的勢力を得る機會も少く、傲慢不遜な態度をとり得ないことは絮説するまでもない。

被解放民の生涯は波瀾曲折を究め、洵に興味深いものがある。彼等が卓越せる地位を得、權勢を誇るまでには、幾多の冒險を犯し、危機を切り拔けなければならなかつた。彼等と皇帝との親近な關係は、彼等に屢〻危險な任務を强制的に課した。例へばヘリウスはネロの命によつて、前執政官シラヌス Silanus を殺害した。(39) アニケツス Anicetus は一層勢力あるネロの母アグリッピナ覆滅を命ぜられ、(40) しかもその大任を果すや、またもネロの妃オクタヴィヤ殺害の交渉を受けた。(41)

彼等が全力を盡して獲得した勢力も、皇帝及び他の寵臣にとつて煩はしくなれば、如何なる危險が降つて來るかも知れないのであるから、その地位は華々しいわりに甚だ不安定なものであつた。一旦寵を失へば、それこそ得意の絶頂から一落千丈の失意の谷底に陷つた。カリグラ及びネロのごとき氣紛れな皇帝に對しては、また特にことあれかしと失脚の機會を窺ふ競爭者の多い場合には、萬全の駈引が必要であつた。その上、彼等の富は皇帝の貪欲な心を唆る好個の對象であつた。パラス及びドリホルスがネロに殺害されたのは、その莫大な財產の故であるといはれてゐる。放蕩と亂費で財政難に陷つた皇帝は、前には自分と共に盛んに沒收を行つたこの二人を殺して、その財產を沒收したのであるとタキッスは傳へてゐる。(42)

被解放民はまた宮廷中の陰謀史にも重要な足跡をしるしてゐる。數名の皇帝は彼等の毒手に倒れた。

カリスッスは近衛兵のカリグラ暗殺に荷擔し(43)。クラウヂウスは宦官ハロッスの手によつて毒殺され(44)、パルテニウス及びシグルスもドミチアヌス殺害に與し(45)、エクレクツス Eclectus は近衛都督ラエッス Laetus 及び寵妃マルキア Marcia と結托してコモヅス覆滅の陰謀を行ひ(46)、侍従カストル Castor は主君カラカラを弑した。

前に述べたごとく被解放民の勢力の根據は皇帝の寵にあつたから、彼等にとつて最大の危機は治世の變ることであつた。これは彼等の勢力を維持する唯一の支柱が取り去られることを意味した。しかも新皇帝の寵遇を新に得るのは、極めて困難な場合が多かつたから、榮華を誇つた被解放民の多くは無慙な最後をとげた。ナルキススはメッサリナを滅して一時凱歌を奏したが、皇帝の妃を選定するにあたつてアグリッピナの敵意を買ひ、クラウヂウスの死後直ちに殺害された(47)。カリグラの侍従ヘリコン Helicon はクラウヂウスに處刑され、ネロの氣に入りのあるものも同帝の跡を追つた。イケルスの勢力もガルバの死と共に潰滅した。ヴェスパシアヌスはヴィテリウスの被解放民中最も不評判なアシアチクスを磔にした(48)。

しかし乍ら、高い地位にあるものでも廉直で機敏であるならば、カリグラやネロ、もしくはドミチアヌスの如き皇帝に仕へても、上述の如き最後の破滅を蒙むるとは限らなかつた。彼等が正直に自己の職務を遂行するならば、皇帝の貪欲心を唆るが如き財産をつくることもなし、次代の皇帝を刺戟するやうな

民衆及び貴族側の復讐の叫びを招來することはなかつた。正當に得た彼等の俸給は安樂に暮すには差支へない程度のものであつた。高い地位、或は偉大さに、安全性は附隨し難いものであるが、兩者の結合せる最上の例はクラウヂウス　エトルスクスの父である。スタチウスは彼の經歷を“Silvae”第三卷第三の詩に頌してゐる。それによるとエトルスクスの父はチベリウス時代に宮廷に奉仕し、同帝或はクラウヂウスによつて解放された。そして彼はカリグラと親しい關係にあり、クラウヂウス治下で出世したが、同帝の死もその運命を損ふことなく、ネロの治世及びそれに續いた內亂の恐怖時代を無事に切り拔け、ヴェスパシアヌスとチッス時代に a rationibus の顯職につき、騎士に任ぜられた。ドミチアヌス時代に初めて不興を蒙つたが、老齡のため重罰を免かれ、カンパーニャの海岸に追放されたが、間もなく寵を回復した。最後に彼は八十歲で忠實な息子に看られながら息を引取つた。彼は十人の皇帝に仕へたが、そのうち六人は橫死をとげてゐるのである。以上が最も幸福で偉大な被解放民の生涯である。彼が暴風雨時代を切り拔けることが出來たのは、一つにその廉直によつたものであらう。恐らく彼のやうに實直な被解放民は多くゐたであらうが、ただその生涯は槪ね平坦で、人目を欹てるやうな點がないから、史家の興味を惹かなかつただけのことであらう。尤も當時の史家文人、例へばタキッス・小プリニウス・ユヴェナリス等はその性格や境遇によつて程度の差こそあれ、被解放民の富貴權勢に根强い反感を抱いてゐる。それでパラス・イケルス・ヘリウス及びアシアチクス等の如く、公金費消、强慾、犯罪等の汚名

と不朽の恥辱を傳へられてゐるのは、その責めの大半は彼等自身負はねばならぬとしても、史家文人の誇張歪曲によるところも、また多いものであらうと思はれる。たとへ潤色や曲筆がないとしても善良の行爲よりは、不正惡虐な所行の方が彼等の興味を唆り、記述の價値があるものとせられやすいのであるから、後世にはそうした記事が多く殘ることになる。それ故皇帝に奉仕した一般の被解放民の功罪を論ずる際には、上のごとき點をよく考慮しなければならぬ。

前章に於いて大宮内職は莫大な富をつくるのに極めて好都合であつたことを述べたが、被解放民の富はマルチアリス時代に諺となつてゐた位である。高い地位の者でなくとも、屬州、皇帝領その他に於いて財政を管掌する際に、直接强奪や搾取によらず、事情を巧に利用して不當の利を占めることは比較的容易であつた。(49) 當時の羅馬社會には奢侈贅澤の風が瀰漫してゐたが、被解放民特に皇帝の被解放民がこの傾向を助長した點が少くないであらう。彼等の莫大な富は、羅馬人が從來知らなかつた東方的な贅澤と誇示に費消された。皇帝の被解放民の邸宅は羅馬市で最も宏莊華麗であり、宦官ポシデス Posides のそれは、ユヴェナリスに從へば、カピトルの神殿をさへ凌駕した。(50) 彼等の贅美を誇る邸宅内にはプリニウスの自然史にも說かれてゐるがごとき、地上で產出し得る最も高價で精妙を極めた家具・裝飾品が備附けられた。チベリウスの被解放民ノミヌス Nominus は枸櫞製の卓子を有し、(51) カリスツスは東方產雪花石膏製の圓柱三十を有する仰々しい食堂を持つてゐた。(52) クラウヂウス　エトルスクスの浴場は贅美の奇

蹟とも稱すべきものであつた。[53] ドミチアヌスの被解放民で a libellis の職についたエンテルス Entellus の廣大な庭園には冬の最中に葡萄がたわわに實つてゐた。[54] パラス及びエパフロヂッスの庭園も廣く美しいので有名であつた。被解放民の別莊も莊麗を極め、郊外には彼等の堂々たる記念碑が聳立してゐた。スタチウスによつてその質素と勤勉とを賞讃されたアバスカンッスや、クラウヂウス　エトルスクスの父でさへ、浴場、墳墓及び葬禮には金を惜まなかつた。[55] また被解放民は屢々剣鬪その他の催物を開いて財力を誇示した。[56]

しかしまた彼等は公の福祉増進のためにも盡力してゐるのである。例へば惡名の高いクレアンダーでさへ、多くの浴場その他の公共施設に私財を投じてゐる。クラウヂウスの被解放民ポシデスはバイアエ Baiae の近くに溫泉を開き、一般人の便をはかつた。[57] またある者はアナーニャ Anagnia の浴場を復奮した。[58] ネアポリスの一寺院はある被解放民によつて建立された。[59] 勿論これらには人氣とり、見せびらかしが主なる動機となつてゐるとも思はれるのであるが、多少そこに公共心とか慈善心が働いてゐたことも、また容認してよいであらう。

皇帝の被解放民には騎士の身分を授けられたものもゐる。例へばパラスはネロによつて、イケルスはガルバに、[60] アシアチクスはヴィテリウスにより、[61] ホルムスとクラウヂウス　エトルスクスの父はヴェスパシアヌスによつて騎士的身分を賦與された。[62] これと共に新しい騎士的名前が與へられた。例へばイケ

ルスはマルキアヌス Marcianus といふ名を得、[63] アウレリウス ゾチクス Aurelius Zoticus はエラガバルスの祖父の名を得た。[64]

被解放民の勢力を最もよく示してゐるのは、元老院議員的貴族が彼等に示す態度である。既述の如く流刑中のセネカはクラウヂウスの被解放民ポリビウスに、その兄弟の死にたいして阿諛的慰問文を送つた。[65] 後者はまた屢〻執政官を兩側に從へて散歩したと傳へられる。[66] ヴェスパシアヌスはナルキススの意を迎へてグルマニヤ軍團司令官となつた。[67] 後者は ornamenta quaestoria（財務官の徽章）を元老院より贈られた。[68] ヴィテリウス皇帝の父は守護神中にパラス及びナルキススの像を交えたと傳へられる。[69] 更に著しい例は元老院がパラスに一五〇〇萬セステルチウスと ornamenta praetoria（法務官の徽章）を贈呈しようと申出たことである。これは元老院がアルカヂヤの王族の後裔たるパラスが羅馬帝國のために、貴い素性を顧みず、皇帝の召使になつたことに感謝の意を表するためであるといふのであつた。しかし乍ら、パラスが王族の出身であるといふのは元老院のこじつけである。パラスはクラウヂウスをして元老院に法務官の徽章は受けるが、財政的援助は從來通り清貧に甘んずるために辭退する旨を告げしめた。それで億萬長者のパラスは元老院より、その廉潔なることをいたく賞讚されたのであつた。[70] 更に被解放民の或る者は皇帝と姻戚關係にある家柄の娘を妻としてゐる。貴族の家柄に對する誇りも、富と權勢といふ效果的な力には抗し得なかつた。パラスの弟で猶太の知事であつたフェリックスは三人の王女を娶つ

た(71)。クラウヂウス　エトルスクスの父の妻は第一ダキヤ戰役に指揮權をとつた執政官の妹であつた。アバスカンツスの妻プリスキラ Priscilla も貴族出身であつた。アガクリツスはマルクス　アウレリウスの從兄弟アンニクス　リボ Annicus Libo の寡婦と結婚してゐる(72)。被解放民はややもすれば皇帝の威光を笠にきて驕慢尊大な振舞に出た。エピクテツスは彼等を近衞兵と同樣、特別厄介な代物であるといつてゐる。勢力のあるものは特にこの傾向が甚しかつた(73)。パラスはネロに對してさへ尊大な態度をとつた。その他エパフロヂツスやヘリコンは無愛想と傲岸をもつて著名であつた。

保身や榮達を願ふ一部の人々を除いて、世人の被解放民に對する敵意は相當激しかつた。それは被解放民の異常な成功に嫉妬した結果でもあるが、既述の如く被解放民がその權力や財力を露骨に誇示し、驕慢尊大な所行があつたからである。彼等が優勢なる限り、反抗的態度を公然と示すことは困難であるが、後年彼等の政治的權力が衰退した時には、貴族等は永い間鬱結してゐた屈辱感と忿懣の念を吐露するだけの自尊心と勇氣を持つてゐた。小プリニウスはパラスの傲慢不遜と元老院の卑屈極まる態度に激烈なる反感を示した(74)。彼は勢力ある被解放民には劣小な皇帝がつきものであると鬱憤を洩してゐる(75)。タキツスもまた被解放民が政治に干渉することを憤り、國家的災禍は彼等の勢力に随伴すると喝破してゐる(76)。

最後に皇帝の被解放民の政治的寄與に一言ふれて置かう。第一・二世紀に於ける羅馬帝國は全體的に

みて、よく統治され、繁榮したといひ得る。共和政末期には强奪と腐敗が一般的であつたが、かかることは帝政下に於いては例外となつた。たとへ、クラウデウス及びネロの宮廷が不埒な被解放民によつて支配されたといへ、全體としての羅馬世界はよく統治された。放蕩で快樂主義のコモヅスでさへ、土着農夫の味方となつて不正な procurator と conductor とを罰した。(77) 帝政は屬州人から歡迎されたとタキッスは述べてゐる。(78) 彼はあくまで共和主義者であつたが、後になつて屬州が帝政を歡迎したことを後悔するにいたつたとは述べてゐない。帝政がかかる水準に達し得たのは、何人の貢獻によるであらうか。それは屬州に失政があつたとしても、それをよく個々のものとして阻止し得るやうに、屬州を統治する官吏について、相互に制約するごとき制度を設けたアウグスツスの政治的天才によることはいふまでもないが、また屬州の官吏、たとへば知事、その屬吏、騎士及び被解放民の働にもよるのである。更に中央にあつては、國政に參與したものの功績も大である。パラス・ナルキスス・カリスツズ・エパフロヂッス等はその私的行爲には顰蹙すべきものもあるが、財政及び行政機構の再編成や中央集權力の强化に盡力したことは忘れてはならない。東方人は事務的才能に於いて羅馬人より優秀であり、多くの被解放民はこれを正直に一生懸命に行使したものと考へられる。それは怠惰と腐敗に對する刑罰を恐れたためでもあらうがまた、一面、自己を解放し保護してくれる皇帝への感謝と、また彼等が統治し、その必要を滿してやる人民への奉公心とによつて、羅馬市や屬州、或は皇帝領にあつて、與へられた任務に一意

精進を重ねたものであると考ふべきであらう。

(1) Suet. Aug. 69.
(2) Dio. liv, 21.
(3) Juvenalis, i, 109.
(4) Tac. Ann. iv, 6.
(5) Dio. lviii, 19.
(6) Josephus, Ἰουδαϊκὴ Ἀρχαιολογία, xix, 6, 10.
(7) Seneca, Epp. xlviii, 9.
(8) Suet. Claud. 29; Tac. Ann. xi, 29.
(9) Seneca, Apocol. 7.
(10) Suet. Claud. 29.
(11) Tac. Ann. xii, 53.
(12) Dio, lxi, 34.
(13) Suet. Claud. 28.
(14) Suet. Claud. 29.
(15) Tac. Ann. xii 1—7.
(16) Tac. Ann. xiii, 21, 22.
(17) Tac. Ann. xiv, 39.
(18) Dio, lxiii, 12.

(19) Tac. Hist. i, 58.

(20) Dio, lxiii, 3. Plutarchos, Galba, 17.

(21) Tac. Ann. xii. 66 ; Suet. Claud. 44 ; Galba, 15.

(22) Suet. Galba, 14.

(23) Tac. Hist. i, 46.

(24) Tac. Hist. i ; 87.

(25) Tac. Hist. ii, 59, 95.

(26) Suet. Vespasianus, 16.

(27) Tac. Hist. iii, 12, 28 ; iv, 39.

(28) Martialis, Ad Parthenius, iv, 45 ; v, 6 ; viii, 28 ; Ad Sextus, v, 5.
Statius, Ad Abascantus, v, 1.

(29) Plinius, Panegyricus, 88.

(30) Plinius, Epistulae, 31, §9.

(31) Hist. Aug. Hadr. 4.

(32) Hist. Aug. Hadr. 21.

(33) Duff, A. M. Freedmen in The Early Roman Empire, 181.

(34) Hist. Aug. Anton. 11.

(35) Hist. Aug. M. Aurel. 15.

(36) Dio, lxxii, 12.

(37) Friedlaender, op. cit. I, 40.

(38) 東羅馬帝國に於いてはアルカヂウスの大臣 Eutropius とユスチニアヌスの將軍 Narses. 露西亞ではペートル大帝の大臣であり將軍であつた Menshikov. エリザベタ皇后の情人 Razumouski, Pauel 皇帝の理髪師 Kontaissoff と近代に於ける Rasputin.

(39) Tac. Ann. xiii, 1.

(40) Tac. Ann. xiv, 3.

(41) Tac. Ann. xiv. 62.

(42) Tac. Ann. xiv, 65.

(43) Dio, lix, 29.

(44) Suet. Claud. 66.

(45) Dio, lxvii, 15.

(46) Hist. Aug. Commodus, 17.

(47) Tac. Ann. xiii, 1.

(48) Tac. Hist. iv, 11.

(49) ネロ時代アルメニヤ戰役中、經理の任にあたつた或る dispensator（會計係）は自分の解放に一三〇〇萬セステルチウスを費した。Plinius, Historia Naturalis, vii, 39.

(50) Juvenalis, xiv, 91.

(51) Plinius, H. N. xiii, 94.

(52) Plinius, H. N. xxxvi, 60.

(53) Stat. Silvae, i, 5, 36. Mart. vi, 42.

(54) Mart. viii, 68.

(55) Stat. Silvae, v, 210; iii, 100.

(56) Plinius, H.N. xxxv, 5, 2; Tac. Hist, i, 76.

(57) Plinius, H. N. xxxi, 5.

(58) I. L. S. 1909.

(59) Inscriptiones Graecae, xiy, 714,

(60) Suet. Galba, 14.

(61) Suet. Vitellius, 12.

(62) Tac. Hist. iv, 39.

(63) Tac. Hist. i, 13.

(64) Dio, Ep. 79, 16.

(65) Seneca, Ad Polybium de consolatione.

(66) Suet. Claud. 28.

(67) Suet. Vesp. 4.

(68) Suet. Claud, 28.

(69) Suet. Vit. 2.

(70) Tac. Ann. xii, 53.

(71) Suet. Claud. 28.

(72) Hist. Aug. Versus, 9.

(73) Epictet. iii, 24.
(74) Plinius, Ep. viii, 6.
(75) Plinius, Paneg. 88.
(76) Tac. Hist. i, 76.
(77) I. L. S. 6870.
(78) Tac. Ann. i, 2.

結語

既述の如く皇帝の被解放民の勢力は窮極的には皇帝の權力に依存するものであつた。彼等は皇帝といふ强大な權力を保持するものの輔助者及び寵愛者として非常な威勢を振つた。しかも彼等の運命は常に皇帝自身の性格や方針に左右されるものであつた。

しかし今、彼等全體の勢力消長の跡を顧みれば、彼等の重要性は帝權の發達途上には增大してゆき、一とたび帝權が鞏固になると、彼等の文官としての勢力は衰退した。帝政初期の文官制度に於ける缺陷を補塡するため、彼等が各部門に於いて皇帝の輔翼者の地位を占むるにいたつた經緯は既述の通りである。その際、彼等は政治的社會的權威の餘りともなはぬ職務についたが、クラウヂウス時代、皇帝の專制的傾向の强化と行政機構の刷新整備によつて被解放民の活躍の範圍は廣まり、彼等の重要性は著しく增

加した。帝國の統治は a rationibus, ab epistulis 及び a libellis の職にある被解放民によつて行はれ、更に給水・穀物配給・催物・圖書館・相續稅・皇帝私庫・海軍等の部門に於いても被解放民が獨立的管掌者、若しくは curator や praefectus の補助者となつた。

しかも彼等は職權外に皇帝に對する個人的影響力を有した。第一世紀には彼等に容易に乘ぜられるが如き皇帝が多かつた故、彼等の專橫墮落腐敗は甚しかつた。そのため世人の激しい反感を惹き起し、その沒落を早からしめたのである。しかし彼等の個々の弊害はその全部の勢力衰微の一因であつたことは疑ないが、それのみが原因の全部とはいへない。トラヤヌスとハドリアヌス以來、彼等が從來享有し來つた地盤を喪失しはじめたのは、帝權が確立し、皇帝の政策を彼等に代つて實行すべき政務官的性格を有する騎士的な官吏が出現したからであり、被解放民は重要な地位より漸次驅逐され、低い地位と純家內的業務に限られることとなつた。この變革以後も彼等が勢力を振つた例は稀ではないが、しかしその勢力のよつて來る原因は、以前とは違つた。第一世紀に於ける彼等の勢力は一部その職務の重要性によるものであり、第二世紀に於いては職務の重要性とは關係のない個人的勢力であつた。要するに彼等は元首制政治が徐々に專制政治に推移して行つた時代に、またこれと同時に、共和政的官吏が實力を失ひ、これに代るべき騎士的官吏層が未だ形成期にある時に、他を壓して活潑に活躍したのである。

彼等の功過については既に述べたので、次のことをいへば充分であらう。即ち、彼等の腐敗墮落は甚し

いものがあつたが、帝國の比較的健全な統治はまた彼等の事務的手腕によるものであり、且つ彼等の中の、派手ではないが着實に働いたものの勤勉に、負ふところが極めて大なるものがあつたことである。

參考文獻

Mommsen, Th., Römisches Staatsrecht, (I—II 3. Aufl.) Leipzig, 1887—88.

Hirschfeld, O., Die Kaiserlichen Verwaltungsbeamten bis auf Diocletian, 2. Aufl. Berlin 1905.

Friedlaender, L., Darstellungen aus der Sittengeschichte Roms in der Zeit von Augustus bis zum Ausgang der Antonine, 7. Aufl. Leipzig, 1901.

Karlowa, O., Römische Rechtsgeschichte. I. Band. Staatsrecht und Rechtsquellen. Leipzig, 1885.

Jolowicz, H. F., Historical Introduction to the Study of Roman Law. Cambridge, 1932.

Duff, A. M., Freedmen in the Early Roman Empire, Oxford, 1928.

Homo, L., Roman Political Institution from City to State, translated by M. R. Dobie, London, 1929.

Dill, S., Roman Society from Nero to Marcus Aurelius, London, 1920.

Declareuil, J., Rome the Law-giver, translated by E. A. Parker, London, 1927.

Sohm, R., The Institutes, A Textbook of the History and System of Roman Private Law, translated by

J. C. Ledlie, 3. Edition, Oxford, 1907.
Henderson, B. W., The Life and Principate of the Emperor Hadrian, A. D. 76—138, London, 1923.
Paul-Louis, Ancient Rome at Work, an Economic History of Rome from the Origins to the Empire, translated by E. B. F. Wareing, London, 1927.
Holmes, R., The Architect of the Roman Empire, B. C. 27—A. D. 14, 2 Vol. Oxford, 1931.
Wissowa, G., Paulys Real-Encyclopädie der classischen Altertumswissenschaft. Neue Bearbeitung, Stuttgart, 1894—.
The Cambridge Ancient History, Vol. X, XI, 1934—1936.
船田享二著　羅馬元首政の起源と本質（昭和十一年　岩波書店）

尙、希臘・羅甸の原典と碑文等の引用と、その典據を示す脚註とは概ね以上の諸文獻より轉載した。將來の勉强の便宜に資するためである。

最後に本論文を作成するにあたつて、直接間接御指導と御鞭撻とを賜つた諸先生、諸先輩の御厚情を深く心に銘記する次第である。（完）